

# 1-22. 那覇市議会ハラスメント防止条例

令和7年6月6日  
条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、那覇市議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)と議員又は議員と職員等との間におけるハラスメントを根絶すること及び未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア 職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

イ 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、相手の意に反する性的言動であって、相手に対して不快感を与え、又は傷つける行為

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動であって、相手に対して精神的又は身体的な苦痛を与える行為

エ 言葉、行為等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為(那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(令和5年那覇市条例第45号)第2条第1号に規定する会議等の会議中に大きな声を出して議員や職員等に対して威嚇又は恫喝をする行為を含む。)

オ アからエまでに掲げる行為のほか、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害する社会通念上不適切な行為

(2) 職員等 那覇市、那覇市が構成団体となっている一部事務組合等、那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第2条第1項各号に掲げる団体及び同条例第10条各号に掲げる株式会社並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。)の職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員間又は議員と職員等との間において生じた問題につ

いて適用する。

(議長の責務)

- 第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。
- 2 議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、議員に対し研修等必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

- 第5条 議員は、議員間又は議員と職員等との間において、ハラスメントが尊厳を害し、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、各々の人格を尊重した活動をするとともに、ハラスメントの防止に向けた取組をしなければならない。
- 2 議員は、ハラスメントに関する相談を行い、又はハラスメントに関する調査に協力した者に対し、当該相談を行ったこと又は当該協力を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 3 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われたときは、自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。
- 4 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていることを認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、議長に当該事態について報告しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第6条 議長は、市長と協議の上、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を議会ハラスメント相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。
- 2 議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者(以下「申立人」という。)は、議長が別に定めるところにより、議会ハラスメント相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置(第7条第2項において「被害防止措置」という。)その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第7条 前条第2項の相談(以下「相談事案」という。)を受けた議会ハラスメント相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 前項の調査の結果、被害防止措置が必要と議会ハラスメント相談員が認める場合であって申立人が当該被害防止措置を求めるときは、当該議会ハラスメント相談員は、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を報告するものとする。

(1) 職員等 市長

(2) 議員 議長

3 議会ハラスメント相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

4 議会ハラスメント相談員は、第2項の規定による報告のほか、相談事案の受付及び対応の状況について、次の各号に掲げる申立人の区分に応じ、当該各号に定める者に報告するものとする。

(1) 職員等 市長

(2) 議員 議長

5 議長及び市長は、前各項に規定する対応業務(以下「相談業務」という。)の遂行の自由を保障するものとする。

6 議会ハラスメント相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

7 議会ハラスメント相談員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に相談業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第8条 前条第1項の規定により議会ハラスメント相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査対象者は、これに協力しなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第9条 申立人、被申立人、議会ハラスメント相談員その他の相談事案に関わ

る者は、第6条第2項の相談を行う又は相談が行われている旨、議会ハラスメント相談員の発言その他相談事案に関することを他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、漏らされた事項のうち、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した議会ハラスメント相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 申立人、被申立人及び相談事案に関わる者(議会ハラスメント相談員を除く。)は、相談事案に関し議会ハラスメント相談員を介さず直接交渉し、申立人又は被申立人を威迫する等、議会ハラスメント相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

#### (被害防止措置)

- 第10条 市長は、第7条第2項第1号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号)第6条第3項の規定により、議長に審査等の要求をする。
- 2 議長は、第7条第2項第2号の規定による議会ハラスメント相談員からの報告を受けたときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)第26条第2項の那覇市議会各派代表者会議の議を経なければならない。
  - 3 議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、那覇市議会各派代表者会議の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

#### (プライバシーの保護)

- 第11条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (取組の公表)

- 第12条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況等の取組を必要に

応じ公表するものとする。

(議長の職務代行)

第 13 条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が那覇市議会各派代表者会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### **【制定理由】**

議員の倫理意識の向上により市民から信頼される議会を目指すため、議員と議員又は議員と職員等との間におけるハラスメントの根絶及び防止に関する措置を講ずるため。